

群馬県立精神医療センター患者給食業務委託に係るプロポーザル実施要項

1 趣旨

本要項は、群馬県立精神医療センター（以下、「センター」という。）における患者給食業務を委託するに当たり、委託業者を公募型プロポーザル方式によって選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

群馬県立精神医療センター患者給食業務委託

(2) 業務場所

群馬県伊勢崎市国定町二丁目 2374

(3) 委託期間

業務委託期間は令和8年7月1日から令和11年6月30日までとする。

(4) 業務内容

別添「群馬県立精神医療センター患者給食業務委託仕様書」のとおりとする。

3 応募資格

以下の条件をすべて満たす法人とする。

(1) 令和2年4月1日から公告日までの間に、病床数170床以上の同一病院において患者給食業務を3年以上履行した実績を有する者

(2) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員である者

(3) 一般財団法人医療関連サービス振興会の医療関連サービスマーク認定事業者であること

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当していない者

(5) 次のいずれにも該当しないこと

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者

ウ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者

エ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

4 参加手続き等

(1) 募集開始

令和8年1月16日（金）からセンターのホームページ等で公告する。

(2) 業務説明会

ア 日時：令和8年1月27日（火）午後2時から（予定）

イ 場所：群馬県立精神医療センター2階視聴覚室

(3) 質問及び回答

ア 提出方法

質問を希望する者は、質問書【様式1】に必要事項を記入し、センターへFAX送信する。

イ 送信先

〒379-2221 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374

群馬県立精神医療センター 事務局経営課

電話番号：0270-62-3311、FAX番号：0270-62-0088

ウ 提出期限

令和8年1月30日（金）午後5時まで（必着）

エ 回答方法

提出を受けた質問をとりまとめ、令和8年2月9日（月）を目処に回答する。

(4) 参加表明

参加を希望する者は、次のとおり必要書類を提出し、センターは参加表明を受ける。

ア 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、持参の場合は、土日祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

イ 提出期限

令和8年1月27日（火）から令和8年1月30日（金）午後5時まで

ウ 提出先

〒379-2221 群馬県伊勢崎市国定町二丁目2374

群馬県立精神医療センター 事務局経営課

電話番号：0270-62-3311、FAX番号：0270-62-0088

エ 提出書類

（ア）プロポーザル参加申請書【様式2】

（イ）プロポーザル申請者概要説明書【様式3】

（ウ）決算状況がわかる書類（直近の会計年度から3年分）【様式任意】

（エ）患者給食業務受託実績報告書【様式4】

（オ）食中毒等発生状況報告書【様式5】

(5) 提案者の認定

参加申請書を提出した者のうち、上記3に定める応募資格を満たす者を提案者と認

定し、文書をもって通知する。

5 提案書

(1) 提案者

参加表明を行い、提案者と認定された者のみ提案書を提出することができる。

(2) 提案書の提出

提案者は、別紙「提案書作成要領」に基づき必要書類を作成し、センターへ提出する。

なお、提出後の変更は認めない。

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

ただし、持参の場合は、土日祝日を除き、午前9時から午後5時までとする。

イ 提出期限

令和8年2月24日（火）午後5時まで

ただし、郵送の場合は、当日消印のものまで有効とする。

ウ 提出先 「4(4)ウ」と同じ。

エ 提出書類

(ア) 受託料見積書【様式6】

(イ) 提案書【様式7】

オ 提出部数 提案書及び添付資料を各15部

(3) 追加資料

審査上で必要な場合は提出期限後、追加資料を求める。

6 審査

業者選定に係る審査は、群馬県立精神医療センター患者給食業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が別に定める評価基準に基づき行う。

(1) ヒアリング

選定委員会は、提出された提案書の内容について、提案者に対する面接ヒアリングを実施する。

ヒアリングは1提案40分程度（プレゼンテーション25分、質疑15分）とし、具体的な日時等は提案者に別途通知する。

ア 日時 令和8年3月4日（水）午後2時から（予定）

イ 場所 群馬県立精神医療センター1階職員食堂

(2) 採点評価

選定委員会委員による採点評価を行い、選定委員会で総合的に評価し、最も優れた提案を行った者を委託の最優先交渉者として決定する。

(3) 結果の通知

令和 8 年 3 月 31 日（火）までに文書で通知する。

7 その他

- (1) 提出書類の著作権は提案者に帰属する。
- (2) 提出書類は非公開とする。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。
- (5) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (6) 最優先交渉者の決定の効果は、令和 8 年 4 月 1 日に令和 8 年度予算発効時において効力を生じる。契約の締結は令和 8 年 4 月以降とする。